

令和6年度

病後児保育利用料 補助事業のご案内

本事業は、広島大学の職員の子（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下、「乳幼児」という。）が、病気や怪我の回復期にあるため集団保育が困難な期間について、病後児保育施設を利用した場合の利用料の一部を補助するものです。

【実施期間】 令和6（2024）年4月1日～令和7（2025）年3月31日利用分

【利用対象者】 広島大学に在職する職員のうち、学内外の保育園を利用している者、又は就業、介護等の事由により、その保育すべき乳幼児を家庭で保育することができない者。

【提出書類】 ①病後児保育利用料補助金請求書
②保育施設が発行した利用料金の領収書
③保育日誌など、利用した乳幼児の氏名が分かる書類
（②で確認できる場合は省略可。）
④病後児保育利用料補助事業請求書（各年度、初回のみ）

【提出期限】 利用日の属する月の翌月末日
ただし、令和7年3月利用分は令和7年4月3日

【補助金額】 下記A、Bのうちいずれか低い額
A. 病後児保育施設に支払った費用のうち、保育料金の
3分の2を超えない額（10円未満切り捨て）
B. 1,000円

【補助回数】 乳幼児1人当たり実施期間中16回（16日）まで

事業の詳細、提出書類は男女共同参画推進室のHPをご覧ください →
(URL : <https://www.hiroshima-u.ac.jp/gender/worklife/byogojisupport>)



★お申込・お問い合わせは男女共同参画推進室（内線：東広島4413, 4428）
E-mail : syokuin-sen@office.hiroshima-u.ac.jp